令和8年11月25日

練馬区国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業業務委託に関する質問内容および回答

No	資 料 名	ページ	質　　問　　内　　容	回　　答
1	仕様書	5	６ 関係データの保護及び管理 インターネットに接続していないローカル環境のように本業務においてクラウドサービスを使用しない場合でも、ISO/IEC 27017は必須でしょうか。	クラウドサービスを使用する場合のみISO/IEC27017認証が必須となります。
2	仕様書	5	6関連データの保護及び管理 受託事業者が自社構築したシステム等をクラウド環境（SaaS等）で利用する場合も、「ISO/IEC27017認証を取得したクラウドサービスの利用」という要件の対象になりますでしょうか。また対象となる場合、客観的な安全性を担保するため、提案時または契約時において「同登録証の写し」等の客観的な証明書類の提出は必須でしょうか。	本業務においてクラウド環境を利用する場合は、ISO/IEC27017認証が必須となります。 クラウド環境を利用する場合は、様式6にISO/IEC27017クラウドセキュリティ認証登録証の写し及び認証範囲が確認できる資料を添付します。
3	仕様書	5	5委託内容(6)留意事項 生成AI（LLM）の利用禁止範囲および不使用の説明（証明）方法について、以下の2点をご教示ください。 ① 業務ツールに標準付帯するAI機能の扱いについて 本業務において、個人情報や機密情報を生成AIに入力・処理させないことは当然遵守いたします。しかし、社内クラウドツール（GoogleDrive等）には、システム側に生成AIのアシスタント機能が標準で付帯しております。 「個人情報を学習・処理させない」ことを前提に、個人情報を含まないデータの保管などにおいて、こうした「日常ツールに標準付帯・自動稼働するAI機能」の利用は許容頂けますでしょうか。 ②「生成AIを使用していないことの説明」に求める具体的水準について 概要をご説明することは可能ですが、特許や営業秘密の関係上、詳細な内部情報までは開示できない場合がございます。 本件において貴区が想定されている「説明」とは、具体的にどのような粒度・深さの説明を求められるのかご教示いただけますでしょうか。また、設定ご納得のいく説明に向けて設定の背景も合わせてお伺いできますでしょうか。	①「情報の保護および管理に関する特記事項」第5条では、重要情報を取り扱う場合、受託者に対し、区が定める手順等を遵守するとともに、同特記事項と同等以上のセキュリティ水準を確保することを求めています。 区では、重要情報を生成AIで取り扱うことは認めていません。したがって、業務全般において当該AI機能の利用を制限するものではありませんが、第5条に基づき、本業務においても区と同等以上のセキュリティ水準を確保する必要があるため、重要情報については、区と同様に生成AIで取り扱うことはできません。重要情報には個人情報のほか、区政運営に重大な影響をおよぼす情報も含まれるため、個人情報を入力・処理しないことのみをもって、当該AI機能の利用が可能となるものではありません。 なお、重要情報を取り扱わない場合は、第20条の規定を遵守してください。 ②本要件は、本業務で使用する分析技術及び処理方法を確認するとともに、仕様書で利用不可としている大規模言語モデル（LLM）その他の生成AIが分析処理に使用されていないことを確認するために設けているものです。 説明の程度としては、使用する分析手法（統計分析、機械学習、スコアリング手法等）、分析の考え方、対象者抽出の基本的な方法等の概要が確認でき、本業務の分析処理に大規模言語モデル（LLM）その他の生成AIを使用していないことが確認できる程度を想定しています。 このため、独自のアルゴリズム、ソースコード、技術上のノウハウ等の詳細な開示を求めるものではありません。
4	仕様書	6	10その他(1) 成果物の利用、複製、改変について、委託事業者の決定後に双方の協議のもと、成果物の利用、複製、改変を行うことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

令和8年11月25日

練馬区国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業業務委託に関する質問内容および回答

No	資 料 名	ページ	質　　問　　内　　容	回　　答
5	仕様書	6	10その他(2) 公開・非公開の判断については、事前に委託事業者の説明を得たうえで、貴区にご判断いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書	14	別紙1－2　情報の保護および管理に関する特記事項　第22条 第22条に基づく情報の返還・処分対象について、「個人情報や機密情報」に限定いただくか、「受託者の内部統制・監査目的で保持が必要な業務記録（受託実績、議事録など）」を処分の対象外（例外）としていただくことは可能でしょうか。 区からお預かりした個人情報等は当然に完全削除・証明書提出を実施しますが、現在の広い「情報」の定義のまま、社内システム上の業務記録まで例外なく全消去が必須となる場合、企業としての厳格な監査・内部統制基準（記録の保管義務）を満たすことができません。つきましては、上記の適用または解釈の可否についてご見解を伺いたく存じます。	本条に基づく返還・処分の対象は、発注者から提供した情報（別紙1-1「甲が乙に提供するデータ等」）および当該情報を用いて作成した情報等、本業務の実施に伴い発注者の情報を基に取得・作成した情報を想定しています。 受託者が内部統制、監査その他法令等への対応のために作成・保管する記録についても、発注者から提供した情報または当該情報を用いて作成した情報が含まれる場合は、本条に基づく返還・処分の対象となります。 一方、受託実績等の記録を含め、発注者から提供した情報等を含まない受託者固有の管理記録については、本条に基づく返還・処分の対象とはなりません。 なお、記録の名称や用途のみをもって一律に対象外とするものではなく、記録に含まれる情報の内容に応じて判断するものとします。